

社会福祉法人ぐりーんろーど
役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人ぐりーんろーど（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- （3）非常勤の理事とは、理事のうち常勤の理事以外をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 各年度の総額 800 万円（評議員、理事、監事分を含む）を超えない範囲で算定する。

2 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- （1）報酬 別表5に定める額
- （2）賞与 別表5に定める額
- （3）退職慰労金 別表5に定める算式により算出される額

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- （1）報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
- （2）賞与 （職員給与規程に準じて支給）
- （3）退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内

- 2 非常勤の理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など都度支給する。（別表1）
- 3 非常勤理事長及び非常勤理事、監事が業務執行にあたった時は報酬を支給する。（別表2）
- 4 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあつた給食費等を控除して支給する。

（費用）

- 第6条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張費として支給することができる。（別表4）
 - 3 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

（報酬等の日割り計算）

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任された日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その時の暦日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合はその月までの報酬を支給する。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

- 第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また同日に合わせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、この法人及び事業所に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（委員の報酬等）

- 第9条 理事会の議決を経て理事長より委嘱された委員（以下、「委員」という）

が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて委員会業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、この法人及び事業所に係る委員会業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

（情報公開）

第 10 条 決算報告書には、評議員及び役員等への報酬支払額を明示し、定時評議員会で承認を得た結果をこの法人のホームページで公表するものとする。

（改正）

第 11 条 この規程を改正する必要がある時は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日 別表 2（第 5 条 3 項）改訂。

令和 7 年 6 月 13 日 別表 2 及び別表 5（第 5 条 3 項）改訂。

別表 1（理事会・評議員会への出席）

名称	報酬	実費弁済費
理事会出席報酬等	1 日 1 0, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	1 日 1 0, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
理事会・評議員会に出席する監事の報酬	1 日 1 0, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
理事長が出席を求めた者	1 日 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

別表 2（理事・監事・委員の法人業務）

名称	報酬	実費弁済費
（65 歳以上）		
非常勤理事長業務報酬	月額 2 0 0, 0 0 0 円	
理事業務報酬等	時給 1, 2 0 0 円	交通費実費
監事監査指導報酬等	1 日 1 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
非常勤理事	1 日 1 5, 0 0 0 円	交通費実費
業務執行報酬	（月 6 回程度）	
委員会業務	時給 1, 2 0 0 円	交通費実費

別表 3

名称	報酬	実費弁済費
苦情対応第三者委員	1 日 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
企画開発委員	1 日 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
法人内部監査委員	1 日 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会	1 日 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

別表 4（出張）

名称	報酬	実費弁済費
理事長	1 日 1 0, 0 0 0 円	交通費実費相当
理事	1 日 1 0, 0 0 0 円	交通費実費相当
監事	1 日 1 0, 0 0 0 円	交通費実費相当
委員	1 日 1 0, 0 0 0 円	交通費実費相当

別表 5（常勤専従理事報酬、理事会決定分）

名称	報酬	実費弁済費
（65 歳未満現役）		
理事長	月額 3 5 0, 0 0 0 円 賞与 3. 9 か月	